

2003年11月19日(水)

兵庫高教組 確定速報

- 兵庫県高等学校教職員組合・調査部 -

職場からの声を力として、
55才昇給停止、退職時特昇削減などの賃金削減案を押し返す！
しかし最終交渉でも、
2年連続の不利益遡及を撤回せず！
「行革」理由の12ヵ月延伸を回復せず！
午前8時10分、拡闘は妥結せず継続交渉を要求

兵高教組、従組、兵庫教組は、18日(火)の夕刻から19日の早朝にかけて、断続的に県教委との交渉を行ってきました。その交渉の中で、基本賃金はもちろんのこと、諸手当に対しても削減の方向が次々と提示されました。しかしながら8大要求署名を中心とした取り組みが職場ですすむ中で、これらの手当の「改正」を提案できないところまで県教委を追いつめました。以下県教委の回答を記しますが、独自要求など詳細は追ってお知らせします。しかし、不利益遡及・12月延伸での改善なく拡闘は上記の判断をしました。

県教委最終回答

1. 基本賃金...平均 1.19% (5,108円)の引き下げ、4月に遡っての「不利益遡及」
...12ヵ月昇給延伸の復元はしない
2. 一時金 ...12月の一時金を0.25月削減
3. 諸手当
 - A) 住居手当(自宅)...削減をはね返し据置
 - B) 交通機関利用者の通勤手当...最高63,000円までの人に1/2加算措置をしているが、これを存続する。従って最高支給額は59,000円となる。
(04,4,1実施)
 - C) 交通用具(自動車)利用者の通勤手当...据置
 - D) 扶養手当(配偶者)14,000 13,500円に引き下げ
4. 調整手当の異動保障...現行の3年間を2年間とする。2年目の支給割合を異動前の80/100とする。
(04,4,1実施)
5. 55才昇給停止...来年度協議
7. 臨時教職員...通勤手当、給料月額の設定を一部改善
8. 介助員...引き続き協議する
9. 超勤解消措置...新たな通知を出す
10. 育休3年目の処遇改善
11. 子の看護休暇...時間単位で取得可能に
12. リフレッシュ休暇...人事委にあらたな休暇制度について調査依頼